

令和元年10月から 医療費が変更になります

令和元年10月1日から施行される消費税率の改定に伴い、診療費の一部が変更となり、ご負担いただく診療費も変わります。

参考：[診療報酬改定チラシ\(PDF:415KB\)](#)

また、保険が適応されない料金(特別初診料、個室使用料、文書料金(診断書等)、美容外来、一部自費の検査料)などの自費診療料は10%が課税されます。

ご理解とご協力をお願いいたします。